

一般社団法人 全日本愛鱗会

錦鯉品評会規定

この規定は、本会の目的事業遂行のため錦鯉品評会に関し、次の通り定める。

(名 称)

第1条 この品評会は一般社団法人全日本愛鱗会国際錦鯉品評会と称し、その略称を国際展という。

2. このほか本会機構に準じ、各々の地区・支部・分会が主催する品評会はそれぞれ固有の名称を冠して呼称し、またその略称を地区展、支部展、分会展という。

(目 的)

第2条 錦鯉品評会は、本会会員の丹精こめて育成した愛鯉を一堂に集め、その美を競い、飼育、鑑賞の実をあげ、その成果を称えるとともに会員相互の親睦を図り、併せて広く展覧に供し、一般愛好家の指導と錦鯉の普及を図ることを目的とする。

(機 構)

第3条 国際展は本会会員をもって組織する。但し、外国支部・外国友好団体および国内外一般錦鯉愛好家の参加を認める。

2. その他の品評会は、それぞれの主催する地区・支部・分会において品評会を構成し開催する。

(開 催)

第4条 国際展は、文部科学省文化庁及び関係諸団体の後援または協賛のもとに、毎年1回11月または12月吉日をもって開催する。担当地区、開催地、開催日は候補より理事会で選定し総会に報告する。

2. その他の品評会は、国際展開催日以外の日程を選び、それぞれの地区・支部・分会間において調整を計り、開催日の重複を避け決定する。

3. 上記のほか、各々が合同し、またその他の諸団体と適宜に合同して、品評会を開催することができる。但し、後者の場合は事前に本部に申し出るものとする。

(構成と運営)

第5条 国際展の企画・構成は、その都度本部大会役員並びに担当地区大会役員により大会実行委員会を組織し、一切の企画・準備・役務等にわたる大会要項を策定する。

2. 大会運営については、本部大会役員のほか、主に担当地区大会役員がこの役務にあたる。

3. 本会会長が大会会長となり、これらすべてを統括する。

4. 企画・構成・運営等に関し、特に本規定の枠をこえる問題が生じた場合は、予め本部品評会事業部に諮問する。

5. 各地区・支部は、組織の構成員として、特に出品魚数の目標達成に協力し、各地区長及び支部長はその役務を遂行する。また、各国内支部は、その支部会員数に応じて開催協力金を拠出する。

6. その他の品評会については本項に準じ、それぞれの地域的特色をいかして斬新な企画・運営を図る。

(広 報)

第6条 国際展の大会要項は大会会長が、これを本会の機関誌『日鱗』に発表し、またその他の方法を講じ広報する。

2. その他の品評会においても一般に広報する。

(出品要領)

第7条 出品資格は原則として本会会員とする。但し、一般錦鯉愛好家の参加を認める。入会の意志なく出品のみを希望する者については、出品料のほかに参加費を納めることにより出品を認める。参加費については、その都度大会実行委員会で定める。

2. 錦鯉生産者並びに流通業者、及びその家族や従業員は出品できない。

3. 出品魚は出品者本人の飼育または所有の鯉に限る。

4. 前項に違反して出品し、その事実が判明したときは、後日といえども入賞を取り消す。

5. 出品は大会要項に記載の要領に従って行う。

6. 出品魚の種別区分は、大会要項に記載の区分に従う。

(出品料)

第8条 国際展の出品料は理事会で決定する。

2. その他の品評会は、各々の主催者により決定する。

(審査区分)

第9条 体位区分は体長により次の14区分に分け、その計測は最長法とする。

15部：15cmまで 20部：20cmまで 25部：25cmまで 30部：30cmまで

35部：35cmまで 40部：40cmまで 45部：45cmまで 50部：50cmまで

55部：55cmまで 60部：60cmまで 65部：65cmまで 70部：70cmまで

75部：75cmまで 80部：80cmまで 85部：85cmまで 90部：90cmまで

90超部：90cmを超えるもの

2. 種別区分は次の23品種とする。

① 紅白 ② 大正三色 ③ 昭和三色 ④ 写りもの ⑤ 金銀鱗1種

⑥ べっ甲 ⑦ 浅黄 ⑧ 秋翠 ⑨ 衣 ⑩ 変わりもの ⑪ 五色

⑫ 光り模様もの ⑬ 光り写りもの ⑭ 金銀鱗2種 ⑮ 無地もの

⑯ 光り無地もの ⑰ 丹頂 ⑱ オス紅白 ⑲ オス大正三色 ⑳ オス昭和三色

㉑ オス写りもの ㉒ オス金銀鱗1種 ㉓ オス2種

上記の種別区分のうち、①～⑤及び⑱～㉓を1種に分類する。⑥～⑰及び㉑を2種に分類しジパング賞対象品種とする。

3. 前二項を原則とするが、大会実行委員会により他の区分によることもできる。

(審査基準)

第10条 審査は、体形・斑紋・色調・資質・品格等を総合的に観察し、その美的表現の芸術性を比較審美する。

2. 病魚・奇形・変形・欠損・薬品障害・形成手術等による欠陥・欠損とみなされる鯉は、減点もしくは失格となることがある。

(審査方法)

第 11 条 国際展の審査員は、公認審査員から選出し、審査の公正を保持することができる人数で構成し、その内、審査員長 1 名、副審査員長 1 名ないし 2 名を置く。各班の統括のため、それぞれに班長を置く。また、外部より、名誉審査員長 1 名を招聘する。

2. 審査は原則として公開主義とし、体長・種別区分別にそれぞれすべて出品魚を比較評価し、入賞鯉を選定する。
3. 審査の決定は合議制を原則とし、必要に応じ投票によることができる。審査員長並びに班長は主審となり、審査上の裁決権を有する。但し、この場合は十分な審議を経たのち審査員の意見を集約し、その数が分かれて表決不能となるときは、主審の判定意見を述べこれを決定することができる。
4. 各部総合の審査は審査員長も加わり、各班で決定する。全体総合優勝の審査は、審査員長の指揮のもとで全審査員により前項規定に従い決定する。その他の特別賞の審査方法は、審査会議において決定する。
5. 出品鯉の体長・種別区分に疑義のあるときは、審査班長が審査員長に申し出て、適切にこれを処理する。
6. その他の品評会における審査員は、本規定に準じ、各々の企画・規模により任意に編成する。但し、地区展においてはその班長全員、支部展においては 1 名以上の公認審査員を確保するように配慮する。

(審査員の委嘱)

第 12 条 国際展の審査員は、理事会において選考し決定する。大会会長はこれを委嘱し当日に発表する。

2. 審査員の選任および委嘱後に欠員が生じたときは、大会会長がこれを補充する。
3. 審査員に委嘱された者は審査担当部に出品することができない。また区分総合優勝選出時に候補とされた鯉を所有する審査員はその採決を辞退する。
4. その他の品評会においては、審査員派遣の円滑化を計るため、各主催者は事前にこれを協議調整して委嘱する。

(入賞)

第 13 条 国際展の入賞は、次の通りとする。

- (1) 各部・各種ごとに優勝 1 席・優勝 2 席・優勝 3 席および準優勝とする。準優勝は順位をつけず、その入賞枠は、その都度、大会実行委員会により出品数にスライドして定める。
- (2) 各部総合は、各部各種入賞鯉の中より更に優秀なものを選出して、各部総合優勝 1 位（鱗王賞）・各部総合優勝 2 位・同 3 位とする。
- (3) 体長区分に応じて、大魚総合優勝、巨鯉総合優勝、壮魚総合優勝、成魚総合優勝、若魚総合優勝、幼魚総合優勝を設ける。
- (4) 全出品魚の中より最高賞として全体総合優勝（鱗王大賞）1 尾を選出する。但し、種別最優秀賞以外の賞と重複しないこととする。
- (5) 上記のほか、ジャンボ賞 1 種及び 2 種、各種別の最優秀鯉として種別最優秀賞を設ける。

- (6) 出品数による大会への貢献度の表彰として、最多出品賞を設ける。
- (7) 個人対抗および支部対抗得点賞を設ける。その得点法は、各部各種の優勝1席5点、優勝2席4点、優勝3席3点、準優勝2点、出品1点、特別賞5点、全体総合優勝10点として計算し、その他の賞は得点計算に入れない。同点の場合は出品数の多い方、また出品者の居住遠隔地を上位とする。
- (8) 上記のほか、外国部門賞・種別優秀賞・担当支部・地区の特別企画賞等、その都度大会実行委員会で適宜に設けることができる。
2. その他の品評会における入賞は本項に準じ、主催者においてこれを定める。

(褒 賞)

第14条 国際展における褒賞は、一般社団法人全日本愛鱗会会長賞を授与する。

2. 諸官庁または関係諸団体等より贈られた賞については、その都度、大会実行委員会でその配分を決めこれを贈呈する。
3. 記念品等はその都度大会実行委員会により設定する。
4. その他の品評会については、申請により、一般社団法人全日本愛鱗会会長賞を授与する。

(出品魚の取扱いと安全管理)

第15条 会場内の出品魚の取扱いとその安全管理について、大会実行委員会は事故防止を図るため、安全対策にかかわるそれぞれの部門を設置し、その役務に関し次の担当責任者を選任し、その権限を委ねる。

- (1) 出品魚管理責任者
 - (2) 審査進行責任者
 - (3) 場内管理責任者
 - (4) 搬入出指示責任者
2. 各責任者はそれぞれの役務に熟達した経験者を委嘱配置し、万全を期してその監督指揮に努める。
3. 各責任者の役務は以下の通りとする。

(1) 出品魚管理責任者

搬入受付・検寸とそれらの確認・区分仕分けの入槽・審査時の魚取扱い・入賞魚の処理等

(2) 審査進行責任者

入賞魚員数枠の設定とその指示・魚取扱いの指示・入賞魚の仕分けとその確認等

(3) 場内管理責任者

出品魚の健康状態・水質と水量・酸素補給の作動・水槽および場内管理・事故魚の救急処置・観覧者整理と誘導等

(4) 搬入出指示責任者

搬入及び撤収にかかわる集魚・搬出の指示監督等

4. 出品魚の搬入開始及び撤収時の集魚・袋詰め等は、搬入出指示責任者の指図・号令によってのみ、その作業を始めるものとする。
5. 撤収時、出品者はそれぞれの順序を経て、搬入出指示責任者へ各自の出品魚の異常の有無を報告する。閉会后、その異常申し出があっても受理しない。

6. 紛失不明および所有者不明の残置魚などの問題が生じたときは、搬入出指示責任者は大会実行委員長と協議のうえ、当該者または当該支部責任者の了解のもとに、搬出指示を決定するものとする。
7. 出品魚の場外搬出は集魚完全確認の後、搬入出指示責任者の指示号令によってのみ始めることとし、それ以外はいかなる場合も禁止する。
8. 所有者不明の残置魚等は大会実行委員会によって2週間保管し、その間届出がなければこれを処分することができる。
9. 万一の事故魚の発生に備え、大会実行委員会は、これに必要な救急施設・薬品・器材等を常備しなければならない。

(事故賠償について)

第16条 大会期間中、場内において出品魚の死亡・紛失・その他の事故が生じたとき、本会はその代償的責任を負わない。

(経費)

第17条 国際展の経費は、本部予算・出品料・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2. 国際展の収支決算報告は、大会実行委員会より会長に書面をもって提出する。

(雑則)

第18条 品評会においてすべての参加者は、役員の手引に従い、その運営に協力し、品位と礼儀を重んじ、秩序を乱してはならない。

2. 審査の判定については、一切の異議申し立てを受理しない。

3. 審査中、出品者及び取扱い者を含め観覧者等は、審査を妨げるような言動をしてはならない。

4. 国際展における審査員の経費等は支給しない。その他の品評会については、各々の主催者において考慮する。

5. 本会の品評会においてすべての参加者は、本規定を遵守すること。もし、本規定に違反し、名誉を著しく毀損し、破廉恥な行為のあったときは、大会会長は大会役員と協議のうえ、本会定款第10条およびその他の処分をすることができる。

6. 本規定に示されていない項目は、別途運用規定を設けて対応することができる。

(規則の改訂等)

第19条 本規定は情勢により理事会を経て改訂を受けるものとし、改訂後はすみやかに広報し、会員に周知を促すものとする。

附 則

1. 本規定は、昭和61年5月18日より施行する。

2. 昭和55年6月10日改定の『全日本愛鱗会品評会規則』は、この規定の施行により廃止する。

附 則

1. 本規定は、昭和63年6月5日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成5年6月27日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成 7 年 1 月 21 日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成 9 年 6 月 29 日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成 29 年 6 月 17 日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、令和 5 年 6 月 24 日改定し、即日施行する。